

建て得でんき E スタANDARD(東北)

2023 年 4 月 1 日実施

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

料金その他の供給条件の内容(建て得でんき E スタダード(東北))

I 本則

1 契約種別

この料金その他の供給条件の内容(以下、「この料金表」といいます。)の対象となる契約種別は、次のとおりといたします。

建て得でんき E スタダード(東北)

2 対象となるお客さま

- (1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社が別途認める場合を除き、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧](以下、「需給約款」といいます。)が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。
 - イ 別表 3(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下、「夜間蓄熱式機器」といいます。)または別表 4(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定める小型機器(以下、「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。)を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロワットアンペア以上であること。
 - ロ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。
 - ハ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を購入し、利用すること。
 - ニ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。
 - ホ 容量 1kWh 以上の蓄電池(当社がお客さまに販売したものを除く。)が設置されていないこと。
 - ヘ 新築、改築又は増築時から当社と需給契約を締結されること。

- (2) 需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項イからホのいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものといたします。

3 供給条件の変更

- (1) 託送約款等の変更または法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、この料金表を変更することがございます。この場合、当社は、あらかじめ当該変更を実施する旨および当該変更後のこの料金表の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することといたします。この周知が行われ、当該効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、当該変更後のこの料金表によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、当該変更後のこの料金表を記載した書面を交付いたします。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものといたします。
- (3) この料金表の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、需給契約の申込みをもって承諾していただいたものといたします。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
 - ハ 上記にかかわらず、この料金表の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことといたします。

- (4) 料金は基本料金にその 1 月の使用電力量によって算定した電力量料金を加えたものといたします。また、計画書に記載された各電力使用量と、実際の電力使用量が著しく異なる場合は、料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。

4 時間帯区分

時間帯区分は次のとおりといたします。

(1) 夜間時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

(2) 昼間時間

夜間時間以外の時間をいいます。

5 電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがございます。

6 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2(契約容量の算定方法)により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ切り替える場合は、当社が別途認める場合を除き、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとしたします。

また、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じ確認いたします。

7 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1(燃料費調整等)(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は、別表 1(燃料費調整等)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1(燃料費調整等)(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は、別表 1(燃料費調整等)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 1(燃料費調整等)(2)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 1(燃料費調整等)(2)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 1(燃料費調整等)(2)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 1(燃料費調整等)(2)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,884 円 20 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	490 円 60 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 夜間時間

1 キロワット時につき	33 円 74 銭
-------------	-----------

ロ 昼間時間

1 キロワット時につき	46 円 41 銭
-------------	-----------

8 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 2 年目の日までを最低の単位といたします。
- (2) 契約期間満了日の 3 ヶ月前に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 2 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

なお、同一条件での継続は最大 4 回までといたします。

9 その他

- (1) 当社は、需給約款 18(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたしません。
- (2) この料金表の実施上必要な細目的事項については、II(実施細目(適用範囲))によるものといたします。

II 実施細目(適用範囲)

10 夜間蓄熱式機器

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、別表 3(夜間蓄熱式機器)に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表 3(夜間蓄熱式機器)の「主として夜間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて需給契約を解約することがございます。

- (4) 当社は、別表 3(夜間蓄熱式機器)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがございます。

11 オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表 4(オフピーク蓄熱式電気温水器)に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて需給契約を解約することがございます。

- (3) 当社は、別表 4(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがございます。

附則(実施期日)

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

本料金表の実施日を含む4月分の料金算定においては、需給約款15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2023年3月の検針日から、2023年4月1日以降に到来する4月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2023年3月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。

別表

1 燃料費調整等

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0247$$

$$\beta = 0.2573$$

$$\gamma = 0.8912$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (85,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (1) \text{ホの基準単価} \div 1,000$$

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 85,400 \text{ 円}) \times (1) \text{ホの基準単価} \div 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日	料金の算定期間の末日がその年の 6 月 1

までの期間	日から 6 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日(閏年は 2 月 29 日)に属する料金の算定期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	料金の算定期間の末日が翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金の算定期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 0 厘
-------------	----------

(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
 $\alpha = 1.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{ホの離島基準単価} \div 1,000$$

1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times (2) \text{ホの離島基準単価} \div 1,000$$

1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times (2) \text{ホの離島基準単価} \div 1,000$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の6月1日から6月30日に属する料金の算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の7月1日から7月31日に属する料金の算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の8月1日から8月31日に属する料金の算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の9月1日から9月30日に属する料金の算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の10月1日から10月31日に属する料金の算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の11月1日から11月30日に属する料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金の算定期間の末日がその年の12月1日から12月31日に属する料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の1月1日から1月31日に属する料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の2月1日から2月28日(閏年は2月29日)に属する料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の3月1日から3月31日に属する料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の4月1日から4月30日に属する料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2	料金の算定期間の末日が翌年の5月1日から5月31日に属する料金の算定期間

月 29 日までの期間)	
--------------	--

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ホ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	
-------------	--

	1 厘
--	-----

2 契約容量の算定方法

建て得でんき E スタANDARD(東北)の契約容量は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)÷1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732÷1,000

3 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

4 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するため、または給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。